平成２３年（フ）第７８７号
埼玉県川口市中青木５丁目２番32―503号
債務者　鈴屋商店こと　鈴木　弘明
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
愛知県岡崎市橋目町字割塚22番地　永田荘、従前の住所愛知県安城市安城町西広畔75番地１　キングスコートソフィア安城昭林903
債務者　高須　眞一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９０号
埼玉県川口市芝新町13番12号　玉川ハイツ206号
債務者　樋口けさみ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９２号
愛知県春日井市小野町６丁目３番地10　アベニュー小野102号
債務者　吉川　　剛
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若山　哲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１２号
茨城県ひたちなか市大字佐和624番地の２
債務者　黒澤　　實
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　周行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７８８号
埼玉県上尾市今泉１丁目10番地11
債務者　浦本　洋杞
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　壯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
長野市篠ノ井二ッ柳632番地３　安藤由美子方、住民票上の住所長野市川中島町原887番地２
債務者　佐々木優子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
三重県四日市市川島町1684番地14、前住所三重県四日市市坂部台１丁目８番地11
債務者　水野　卓弥
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６６０号
大阪市旭区赤川３丁目３―23　リバティ旭201号、住民票上の住所大阪府貝塚市畠中583番地11
債務者　平田　　肇
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７３号
大阪府八尾市南木の本２丁目77番地の13
債務者　阿比留孝市
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０５号
大阪市福島区玉川１丁目５番１―803号
債務者　大久保早苗
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４６号
大阪市東淀川区豊新３丁目16番５号
債務者　三宅　　稔
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２６４号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目45番５―305号
債務者　城山工業こと　城山　貴義
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２９７号
大阪府八尾市西山本町６丁目３番27号
債務者　藤井　文明
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０４号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番６―802号
債務者　太田　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３３０号
大阪市北区中津３丁目４番33―202号
債務者　中出　啓介（旧姓田中・阿比留）
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３４７号
大阪府枚方市磯島茶屋町21番４―201号
債務者　上杉あやみ
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部